三十三	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品（財務省令で定めるものにあつては、同号の二の㈡に掲げるもののうち少なくとも一の外面の単板がダークレッドメランチ、ライトレッドメランチ、ホワイトラワン、シポ、リンバ、オクメ、オベチエ、アカジョアフリカ、サペリ、バイロラ、マホガニー（スウィエテニア属のもの）、パリッサンドルパイラ、パリッサンドルリオ又はパリッサンドルロゼのもので、厚さが六ミリメートル以上十二ミリメートル未満のものに限る。）並びに関税率表第四四一二・三三号、第四四一二・三四号及び第四四一二・三九号の二の㈡に掲げる物品であつて、ベトナムを原産地とするもの（ベトナム発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十四	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三一号に掲げる物品のうち財務省令で定めるもの以外のもの並びに関税率表第四四一二・三三号及び第四四一二・三四号に掲げる物品であつて、マレーシアを原産地とするもの（マレーシア発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十五	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、カナダを原産地とするもの（カナダ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十六	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、チリを原産地とするもの（チリ発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十七	環太平洋協定	関税率表第四四一二・三九号に掲げる物品であつて、ニュージーランドを原産地とするもの（ニュージーランド発効日以後に輸入申告がされるものに限る。）
三十八	環太平洋協定	課税価格が基準価格未満の豚肉（環太平洋協定発効年度の初日から起算して四年を経過した日以後に輸入申告がされるものに限る。）

（電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令の一部改正）

第六条　電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第二号ト中「、第七一号の二」を「から第七一号の三まで」に改め、同条第二項第三号中「（省令）」を「（政令等）」に改める。

別表第四二号中「経済上の連携の強化に関する日本国とメキシコ合衆国との間の協定第三十九条(b)、日本国とスイス連邦との間の自由な貿易及び経済上の連携に関する協定附属書二第十五条(b)又は経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定第五十三条(b)に規定する原産地申告（以下「原産地申告」を「同号イ(1)に規定する権限ある当局の認定を受けた者が証明した書類（以下「認定輸出者原産地証明書」に改め、同表第五三号の三、第五五号及び第五六号の二中「原産地申告」を「認定輸出者原産地証明書」に、「オーストラリア協定原産品申告書等」を「締約国原産品申告書等」に改め、同表第七一号の三を同表第七一号の五とし、同表第七一号の二中「オーストラリア協定」を「経済連携協定」に改め、同号を同表第七一号の三とし、同号の次に次の一号を加える。

七一の四	関税暫定措置法第十二条の三第一項（賦課決定の請求）の規定による請求

別表第七一号の次に次の一号を加える。

七一の二	関税暫定措置法第八条の七（環太平洋協定に基づく加工又は修繕のため輸出された貨物の免税）の規定による承認の申請

別表中第七三号の四を第七三号の五とし、第七三号の三を第七三号の四とし、第七三号の二を第七三号の三とし、第七三号の次に次の一号を加える。

七三の二	関税暫定措置法施行令第三十一条の三第一項（加工又は修繕用貨物についての規定の準用）において準用する同令第二十二条第一項の規定による申告書の添付及び同条第二項の規定による書類の添付又は同令第三十一条の三第一項において準用する同令第二十三条第一項の規定による許可書若しくは証明書、書類及び明細書の添付

別表第七五号中「第二条第一項ただし書」を「第三条第一項ただし書」に改める。

（経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令の一部改正）

第七条　経済連携協定に基づく関税の緊急措置に関する政令（平成十四年政令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中第七号を第八号とし、第一号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同条に第一号として次の一号を加える。

一　当該調査の対象となる国（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。以下同じ。）

第四条第一項中第六号を第七号とし、第一号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、同項に第一号として次の一号を加える。

一　法第七条の七第一項又は第七項の規定による指定に係る国

第四条第二項中第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一　当該調査の対象の国

（経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令の一部改正）

第八条　経済連携協定に基づく関税割当制度に関する政令（平成十七年政令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第二条を第三条とする。

第一条第一項中「関税暫定措置法（以下「法」という。）」を「法」に改め、同条第三項中「締約国」の下に「（固有の関税及び貿易に関する制度を有する地域を含む。別表第一の九の項（三八）において同じ。）」を加え、同条第八項ただし書中「第八項」を「八の項」に改め、同条第十項中「第八項」を「八の項」に改め、「掲げる物品」の下に「並びに同表の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（一一）及び（三五）に掲げる物品」を加え、同条に次の一項を加える。

11　別表第一の九の項の中欄に掲げる経済連携協定の規定により一項割当ての対象となる同項（一一）に掲げる物品に係る第五項の規定の適用については、同項中「当該一定の数量」とあるのは、「当該一定の数量として農林水産省令で定める数量」とする。

第一条を第二条とし、同条の前に次の一条を加える。

（関税割当てをする物品）

第一条　関税暫定措置法（以下「法」という。）第八条の六第一項に規定する政令で定める物品は、別表第一の各項の下欄に掲げる物品とする。

2　法第八条の六第二項に規定する政令で定める物品は、別表第三の各項の下欄又は別表第四の下欄に掲げる物品とする。

別表第一中「第一条」の下に「、第二条」を加え、同表に次のように加える。

九	環太平洋パートナーシップ協定（以下「環太平洋協定」という。）	（一）　関税率表第〇四〇二・一〇号及び第〇四〇二・二一号の二に掲げる物品（関税割当制度に関する政令別表第〇四〇二・二一号の項で定める数量以内のもの並びに第〇四〇二・二九号に掲げる物品のうち飼料用のものを除く。）並びに関税率表第〇四〇二・二九号の二に掲げる物品のうち、構造が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和四十年法律第百十二号）第一条第一項に規定する数量（以下「機構」という。）並びに同令別表第〇四〇二・一〇号、第〇四〇二・二一号及び第〇四〇二・二九号の項で定める数量以内のもの以外のもの （二）　関税率表第〇四〇二・一一号の一に掲げる物品のうち機構の輸入品以外のもので、チョコレートの原料として使用するもの